

令和2年第1回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和2年1月29日（水） 午前10時
閉会日時	令和2年1月29日（水） 午前11時13分
場 所	湯沢市役所本庁舎 2階 会議室26
出席者	教育長 和田 隆彦 教育委員 議席番号1 佐藤 恵 教育委員 議席番号2 芳賀 誠 教育委員 議席番号3 阿部 和榮 教育委員 議席番号4 後藤 美喜子
欠席者	なし
出席職員	教育総務課長 菅野恵美子 学校教育課長 佐藤 芳一 生涯学習課長 藤山 英信 教育総務課総務班長（書記） 木村 了
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

議案第1号 湯沢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の申し出及び関連する規則並びに告示の改廃について

議案第2号 権利の放棄について

【前回議事録の承認】

前回委員から提案のあった第5回議事録の一部修正について、修正した内容により承認された。また、第6回議事録についても原案どおり承認された。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号1番及び2番の委員を指名した。

令和2年第1回 湯沢市教育委員会議事録

【議 事】

- 議案第1号 湯沢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の申し出及び関連する規則並びに告示の改廃について

(教育長が事務局に説明を求め、学校教育課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

(湯沢市心身障害児就学指導委員会設置要綱の一部改正について)

委員	名称が変わりひびきが明るく感じられる。平成25年度の通達とのことだが、もう少し早く改正してもよかったのではとも思う。 委員構成で学識経験者を一番目に持ってきた意図は。
学校教育課長	これまでも委員長を務めていただいていた経緯から、一番目にした。
委員	入学後も含めた支援という点が改正点の一つかと思うが、第2条第3号の「特別支援教育の推進に関すること」がそれに該当するという点でよろしいか。
学校教育課長	そうである。
委員	これまで特別教育支援員が入学後の状況把握や教委との連絡を受け持っていたが、今後、入学後にこの委員会の対象となるのは、どのような場合か。
学校教育課長	これまでも特別支援学級に在籍する児童は毎年諮っている。また、特別支援学級から普通学級へ移る場合なども対象となる。
委員	委員の任務が増えているが、報酬または費用弁償に反映させる予定は。
学校教育課長	これまでと同額で、金額の変更は予定していない。

(湯沢市心身障害児就学指導委員会設置要綱の一部改正について)
質疑なし。

- 議案第2号 権利の放棄について

(教育長が事務局に説明を求め、生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員	財務規則上、納入者は契約保証金の納付が必要となるのか。
生涯学習課長	契約保証金の納付は、市の財務規則に基づき、それまでの受注実績等により免除としている。

令和2年第1回 湯沢市教育委員会議事録

この債権は契約条項に基づく違約金であり、破産により回収できないものである。

議案等の処理結果

議案等の番号	件名	議決結果
議案第1号	湯沢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の申し出及び関連する規則並びに告示の改廃について	可決
議案第2号	権利の放棄について	可決

令和2年 第1回 湯沢市教育委員会

日 時 令和2年1月29日(水) 午前10時
場 所 市役所本庁舎2階 会議室26

会 議 次 第

1. 開 会

2. 前議事録の承認

※議事録署名委員の指名（2名）

3. 議 事

議案第1号 湯沢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の申し出及び関連する規則並びに告示の改廃について

議案第2号 権利の放棄について

4. 報 告

5. そ の 他

6. 閉 会

令和2年 第1回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第1号 湯沢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の申し出及び関連する規則並びに告示の改廃について

議案第2号 権利の放棄について

議事録署名委員

1番 佐藤 恵 委員

2番 芳賀 誠 委員

議案第1号

湯沢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の申出及び関連する規則並びに告示の改廃について

湯沢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり一部改正するよう市長に申し出ること及び関連する次の例規の改廃について、別紙のとおり提案する。

湯沢市心身障害児就学指導委員会設置要綱（一部改正）

湯沢市立小中学校学校評議員設置要綱（廃止）

令和2年1月29日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

○湯沢市心身障害児就学指導委員会設置要綱（一部改正）

早期に限らず、入学後も含めた一貫した支援への助言を行う観点から、教育支援委員会に名称を改める等の改正を行うものです。

○湯沢市学校評議員設置要綱（廃止）

令和2年度から市内全小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールが実施されることから、学校評議員制度を廃止するものです。

湯沢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例（案）

令和2年 月 日

条例第 号

湯沢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年
湯沢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「心身障害児就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に改め
る。

別表第2 学校評議員の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○湯沢市~~心身障害児就学指導委員会設置規則~~
教育支援委員会

令和2年 月 日

教育委員会規則第 号

設置

(目的)

第1条 ~~この規則は、心身障害児の適正な就学に資するため、湯沢市心身障害児就学指導委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。~~
教育上特別な配慮を要する児童生徒に対し、適切な就学支援等の教育支援を充実させるため、湯沢市教育支援委員会（以下「委員会」という）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に^{要請}応じ、次に掲げる事項について調査審議し、必要な助言を行う。
~~心身に障害を有する就学予定者及び児童生徒の適正な就学について答申する。~~

- (1) 障害がある又はその疑いのある就学予定者等に係る調査および教育相談に関すること
- (2) 障害がある又はその疑いのある就学予定者等適正就学に関すること
- (3) 特別支援教育の推進に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱^{又は任命する。}する。

- (1) ~~医師~~^{学識経験者}
- (2) ~~関係行政機関の職員~~^{医師}
- (3) ~~関係教育機関の職員~~^{児童福祉施設の職員}
- (4) ~~学識経験者~~^{関係行政機関の職員}
- (5) 関係教育機関の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長^{及び副委員長})

第5条 委員会に、委員長~~を置く。~~^{及び副委員長1人を置く。}

- 2 委員長~~は~~^{及び副委員長は}、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、~~あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を~~^{副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは}

代理する。

(会議)

し、委員長が会議の議長となる。

第6条 委員会は、教育長が招集する。

2 ~~委員会~~^{会議}は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 ~~委員会~~^{会議}の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

令和2年4月1日

1 この規則は、~~平成17年3月22日~~から施行する。

(湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正)

2 湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表学校教育課の項中「心身障害児就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

湯沢市教育支援委員会規則

令和2年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市心身障害児就学指導委員会設置規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第21号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 教育上特別な配慮を要する児童生徒に対し、適切な就学支援等の教育支援を充実させるため、湯沢市教育支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条 委員会は、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の要請に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、必要な助言を行う。

- （1） 障害がある又はその疑いがある就学予定者等に係る調査及び教育相談に関すること。
- （2） 障害がある又はその疑いがある就学予定者等の適正な就学に関すること。
- （3） 特別支援教育の推進に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- （1） 学識経験者
- （2） 医師
- （3） 児童福祉施設の職員
- （4） 関係行政機関の職員
- （5） 関係教育機関の職員
- （6） その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、教育長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- (湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正)
- 2 湯沢市教育委員会事務局の組織に関する規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
- 別表学校教育課の項中「心身障害児就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

湯沢市立小中学校学校評議員設置要綱を廃止する告示

令和2年 月 日

教育委員会告示第 号

湯沢市立小中学校学校評議員設置要綱（平成17年湯沢市教育委員会告示第2号）
は、廃止する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

議案第2号

権利の放棄について

権利の放棄について、別紙のとおり提案する。

令和2年1月29日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

回収が不可能な法人に対する権利を放棄するものです。

権利の放棄について

1 提案理由

回収が不可能な法人に対する権利を放棄するものです。

2 権利の内容

債権名	金額	内容
物品購入契約解除に伴う違約金債権	67,608円	平成29年度物品購入契約解除に伴う違約金 (契約金額676,080円の10%)

3 権利の相手方

4 放棄する理由

秋田地方裁判所横手支部より破産手続きの廃止決定がなされ、債権の回収が不可能であるためです。

5 放棄に至った経緯

平成29年7月13日に、指名競争入札を経て陸上競技用備品（ハードル）の物品購入契約を締結し、納期を平成29年9月30日としておりました。

その後、平成29年9月8日付けで を債務者とする破産開始手続通知を受け、契約の履行が不可能と見込まれたことから、平成29年9月12日代理人に対し物品購入契約解除に係る違約金の債権届を送付し、平成29年10月6日に破産管財人に契約解除通知、違約金納入通知を送付しました。

平成30年7月5日に秋田地方裁判所横手支部より破産手続き廃止の決定がなされ、事実上、違約金の徴収が不可能となったことから、平成31年1月31日に徴収停止を決定しております。